

大阪市告示第1344号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年10月6日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和7年10月20日（月）	
	令和7年10月27日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和7年10月6日（月）	午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで
	令和7年10月14日（火）	
	令和7年10月20日（月）	
	令和7年10月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和7年10月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年10月11日（土）から 同月12日（日）まで	
	令和7年10月18日（土）から 同月19日（日）まで	
	令和7年10月25日（土）から 同月26日（日）まで	

大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和 7 年10月 1 日（水）	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年10月 2 日（木）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年10月 3 日（金）から 同月 5 日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年10月 7 日（火）から 同月 8 日（水）まで	
	令和 7 年10月 9 日（木）から 同月10日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年10月11日（土）から 同月12日（日）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年10月13日（月）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時まで
	令和 7 年10月15日（水）から 同月17日（金）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
	令和 7 年10月18日（土）	午前 6 時30分から 翌日午前 0 時15分 まで
	令和 7 年10月19日（日）	午前 6 時30分から 午後11時45分まで
	令和 7 年10月21日（火）から 同月23日（木）まで	午前 6 時 15 分から 翌日午前 0 時15分 まで

令和 7 年10月24日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年10月25日（土）	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 7 年10月26日（日）	午前 6 時15分から 午後10時30分まで
令和 7 年10月28日（火）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで
令和 7 年10月29日（水）から 同月30日（木）まで	午前 6 時15分から 翌日午前 0 時15分 まで
令和 7 年10月31日（金）	午前 6 時15分から 翌日午前 2 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）